平成３０年（フ）第４３号
岡山県倉敷市茶屋町1265番地９　タウニィ岩崎202
債務者　中田　道代（旧姓池田）
１　決定年月日時　平成30年４月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第２５０号
さいたま市浦和区前地２丁目６番３号　アーバンコート102号
債務者　笠井　建吾
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１６号
千葉県習志野市谷津５丁目35番15号　グリーンヒルズ津田沼Ｂ―102号、申立時住所千葉県佐倉市弥勒町10番地16　ハイツスズキ101
債務者　髙宮由美子
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第２２号
千葉県四街道市四街道1522番地74（アフェット四街道103）
債務者　米満　靖子
１　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第２３号
千葉県成田市飯田町９番地41
債務者　熊田　陽子
１　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第３５号
千葉県印西市草深60番地15
債務者　鬼頭　伸行
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第４２号
千葉県印西市高花２丁目３番地５棟403号
債務者　矢部　祐司
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第４３号
千葉県四街道市四街道1521番地42（四街道ウエストヴィラ105）
債務者　渡辺　　清
１　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第５０号
千葉県成田市並木町221番地329（大久保台ハイツ103）
債務者　渡邊　邦彦
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第５９号
千葉県佐倉市井野1356番地４
債務者　吉川　直美
１　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第６０号
千葉県八街市八街へ215番地123
債務者　山元　美郷
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第６４号
千葉県八街市八街ほ174番地３ローズガーデン八街　303
債務者　並木　洋子
１　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第７２号
千葉県印旛郡栄町安食３丁目10番地２（エクセル安食Ｌ棟106号）
債務者　西﨑　雄太
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第８９号
千葉県佐倉市宮ノ台１丁目１番５―807号
債務者　滝田　幸江
１　決定年月日時　平成30年４月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第８９号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林574番地５、前住所栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚374番地１　グリーングラスＢ―201号
債務者　ＮＫラインこと　伊藤　清彦
１　決定年月日時　平成30年４月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１０４号
栃木県宇都宮市石井町3413―12　セジュールみなみ西原Ａ101、住民票上の住所栃木県塩谷郡高根沢町光陽台２丁目９番地11
債務者　矢澤　諒馬
１　決定年月日時　平成30年４月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第３２５号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西21―410
債務者　乗鞍　純一
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月13日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部